

ランク付け

1. ランク付けの方法

労働法速修テキスト講座 2021 では、分野・論点・判例ごとに 3 段階 (A>B>C) のランク付けをすることにより、分野・論点・判例ごとの重要度を明確にしております。

ランクは、予めテキスト・論証集の右余白に記載しております。

2. 論点ごとのランク付けの意味

以下は、論点ごとのランクに関するおおまかな意味です。

A：論点が顕在化する典型事例を正確に把握することにより論文試験で出題された場合に確実に事案から抽出できるようにしておく必要があるとともに、規範と理由のうちマーク箇所を正確に答案に書けるくらいに記憶していく必要があります。

B：なるべく、論点が顕在化する典型事例まで把握しておく必要があります。また、規範のうちマーク箇所は正確に答案に書けるくらいに記憶しておく必要があります、規範のうちアンダーライン箇所は大幅に意味が変わらない程度には正確に答案に書けるように記憶しておく必要があります。

C：仮に出題された場合に、何が問題になっているのかが全く分からない、問われている問題点に関する解釈として何を書けばいいのかが全く分からないといった事態を避けるために、「たしか、この分野・条文についてこういった論点があったはずである」、「判例・受験界通説の規範までは記憶していないが、解釈の結論くらいは知っている」というくらいの準備をしておくことが望ましいです。

ここでいう「判例・受験界通説の規範までは記憶していないが、解釈の結論くらいは知っている」とは、民法 94 条 2 項類推適用についての論点であれば「不実の不動産登記を信頼して取引関係に入った者であっても、一定の要件を満たせば、民法 94 条 2 項類推適用により、当該不動産の権利を取得することができたはずである」、民法 94 条 2 項の「第三者」と真の権利者からの譲受人との関係についての論点であれば「民法 94 条 2 項の「第三者」と真の権利者からの譲受人は対抗関係に立つはずである」といったことくらいは想起できるようにしておく必要があります。

※1. 労働法初学者の方でも記憶の水準をイメージできるよう、労働法ではなく民法の典型論点を例をとして挙げております。

また、C ランク論点について最低限必要とされる記憶の水準（記憶の水準をテキスト・論証集の記載からどこまで下げていいのか）を分かりやすく示すために、受験生のほとんどの方が理由・規範まで記憶しているであろう上記 2 つの論点を取り上げた次第です（総まくり講座 2021 では、いずれの論点も A ランク論点に位置づけております）。

マーク・アンダーラインの指示

1. マーク・アンダーラインの指示の方法

労働法速修テキスト講座 2021 のテキストには、理解のために読むべき記述と、記憶するべき記述とがあります。最終的には、記憶するべき記述だけを何度も読み込むことによりインプットすることになりますから、記憶範囲とその優先度を明確にするために、4 色の色分けに基づくマーク・アンダーラインの指示をしております。

マーク・アンダーラインの指示・反映の効率化を図るために、マーク・アンダーラインについては、講義中に口頭で逐一指示をするのではなく、テキストを映した専用動画により指示させて頂きます。

したがって、本編の講義動画を視聴する前に、マーク・アンダーラインの指示動画に従い労働法速修テキストにマーク・アンダーラインを引き、その後で講義動画を視聴して頂くことになります。

3~4 秒おきに表示されるテキストのページが進みますので、1 ページずつ、動画を一時停止して、マーク・アンダーラインの反映作業をして頂くことになります。

3 段階のランク付けと 4 色のマーク・アンダーラインの指示により、記憶範囲とその優先度が明確になるため、効率的なインプットが可能になります。

2. 「細マーク」の廃止

去年までは、マーク・アンダーラインによる優先度の指示を、「太マーク」「細マーク（マーカーでアンダーラインを引く）」「アンダーライン（4 色ボールペンでアンダーラインを引く）」という 3 つの段階に分けておりました。

今年は、記憶範囲ごとの優先度をより一層明確にするために、「細マーク」を廃止し、マーク・アンダーラインによる優先度の指示を、「太マーク」と「4 色ボールペンによるアンダーライン」の 2 段階に絞りました。その際、去年までは「細マーク」の対象だった記載について、優先度に応じて、「太マーク」又は「4 色ボールペンによるアンダーライン」に振り分けしております。

4. 4 色のマーカー・ボールペンの準備

事前に、ブルー・ピンク・オレンジ・グリーンのマーカー、黒・青・赤・緑の 4 色ボールペンを購入して頂きたいと思います。

なお、下記 6・7 における色分けがこれまでのご自身の色分けと合わない場合には、ご自身の色分けに従って頂ければと思います。

5. マークとアンダーラインの違い

・マーク箇所が最優先です。特に、今期の労働法速修テキスト講座では「細マーク」を廃止して、去年までは「細マーク」の対象にしていた記述の半分近くを「4 色ボールペンでのアンダーライン」に振り分けていますから、その分だけ「マーク箇所」には重要度の高い記載が集中していることがあります。

マーク箇所は、答案にそのまま書くことができるくらい正確に記憶する必要があります。

・アンダーライン箇所のうち、黒以外は、答案に書くことになる可能性がそれなりにあるため、仮に答案に書くことになった場合には大幅に意味が変わらない程度には正確に答案に書けるように記憶しておく必要があります。「不正確でも構わないから、それっぽいことを（論点の規範なら判例・受験界通説の規範っぽいこと）は書けるようにしておく」必要があるというイメージです。

・黒でのアンダーラインを指示している箇所は、「能動的に使用できる状態」にしておく必要まではな

いが、「訊かれたら分かるというくらいの受動的に使用できる状態」くらいにはしておく必要がある知識を示すものであり、青・赤・緑の箇所に比べて優先順位が下がります。マーク・アンダーライン箇所のうち、もっとも優先順位が低いです。

- まずはマーク箇所から優先して記憶し、マーク箇所の記憶が定着してきましたら、アンダーライン箇所まで記憶範囲を広げます。

6. マークの色分けの意味

ブルー	答案にテキストの記載通りに書くことができるくらい、正確に記憶する必要があることであり、マーク箇所のうち最も優先順位が高いです。主として、定義、要件、判例・学説の規範、条文知識などです。 原則・例外のうち、原則部分について使うこともあります。
ピンク	条文の趣旨、論証の理由付け、判例の当てはめ（積極方向の事実・評価）などです。
オレンジ	反対説、反対利益、判例の当てはめ（消極方向の事実・評価）などです。 原則・例外のうち、例外部分について使うこともあります。
グリーン	問題意識、テクニカルタームなどです。4色の中で、最も使用頻度が低いです。

※3. word における色の種類が足りないため、動画内における「 」はピンク、「 」はオレンジを示すものとして使用しております。

7. アンダーラインの色分けの意味

青	条文の趣旨、論証の理由付け、当てはめ（積極方向の事実・評価）などです。 原則・例外のうち、原則部分について使うこともあります。
赤	反対説、反対利益、判例の当てはめ（消極方向の事実・評価）などです。 原則・例外のうち、例外部分について使うこともあります。
緑	問題意識、テクニカルタームなどです。ほとんど使うことがありません。
黒	条文知識、論点の結論、余力があれば記憶してほしい規範、判例の判旨などです。 これらは、「能動的に使用できる状態にある知識」にする必要はなく、「 <u>訊かれたら分かる</u> というくらいの受動的に使用できる状態にある知識」にしておけば足ります。